

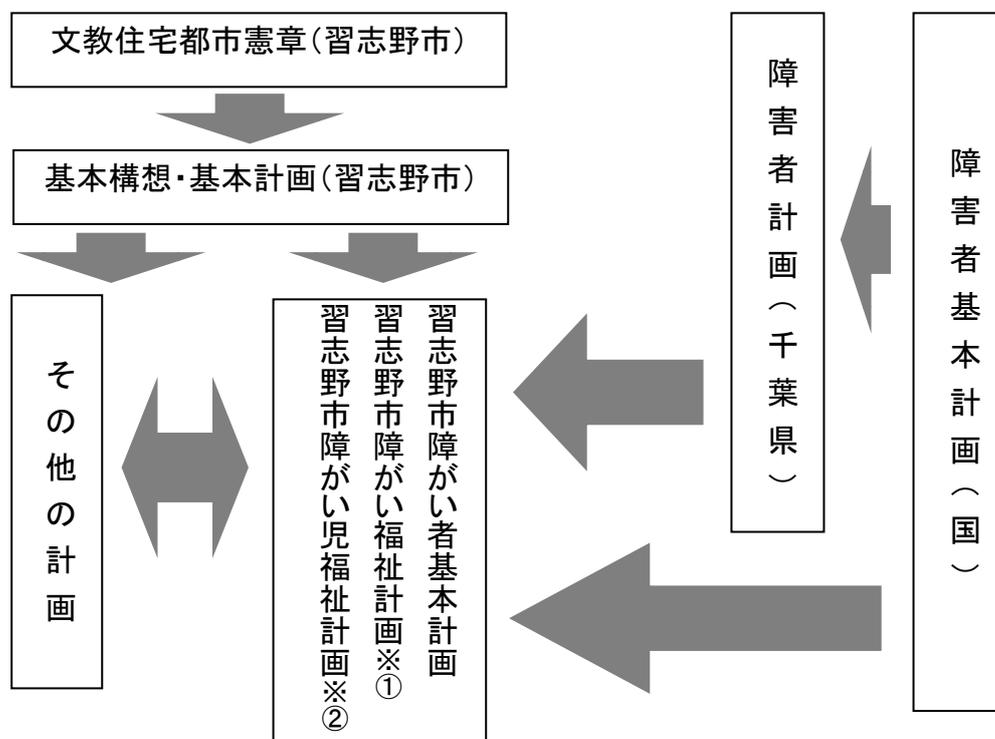
## 障がい者基本計画の概要について

### 1 習志野市障がい者基本計画

習志野市障がい者基本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画であり、策定が義務付けられています。

習志野市障がい者基本計画は、本市の障がい者施策に関する政策全般にわたる、障がい者施策の総合計画というべきものであり、本市の基本構想及び基本計画やその他の個別計画との調和を図りながら策定することが求められます。

### 2 習志野市障がい者基本計画の概念図



※①習志野市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、策定が義務付けられています。障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び必要な量の見込み等を定める計画です。

※②習志野市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び必要な量の見込み等を定める計画です。

### 3 計画の期間

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
国	障害者基本計画(第4次)									
県	第六次千葉県障害者計画		第七次千葉県障害者計画							
習志野市	第4期障がい者基本計画					第5期障がい者基本計画 (～R11年度)				
	第5期障がい福祉計画		第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画				
	第1期障がい児福祉計画		第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画				
	習志野市基本構想(H26年度～R7年度)									
	習志野市前期基本計画 (H26年度～R元年度)		習志野市後期基本計画(R2年度～R7年度)							

### 4 評価

障がい者基本計画は、毎年度、「施策の展開」として記載した取り組みごとに、担当所属において達成度を評価します。この評価結果は、次年度以後の事業内容の検討のための資料として活用します。重点課題ごとの数値目標は、計画期間の終了までに再度アンケート調査を実施し目標の達成度について評価、分析を行います。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画については、基本方針に基づき、進行管理と評価を行います。

### 5 第5期習志野市障がい者基本計画策定スケジュール

<令和4年度>

- 策定委員会は年2回(8月及び2月)開催
  - ・実態調査の設問検討及び実施、結果の分析
  - ・基本理念、体系案検討

<令和5年度>

- 策定委員会は年4回(5月、8月、10月、1月)開催予定
  - ・現計画の進捗状況報告
  - ・骨子案検討
  - ・原案検討
  - ・パブリックコメントの実施
  - ・策定